

議案番号	件名	要旨
議 第124号 松江歴史館	松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>松江ホーランエンヤ伝承館の使用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、入館料を改定するもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 料金改定案件 • 市民割引の導入施設 </div>

備考																							
改正内容																							
(1) 松江ホーランエンヤ伝承館の入館料を次のとおり増額するもの。																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>270円</td> <td>220円</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>140円</td> <td>110円</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	改正後		改正前		個人	団体(20人以上)	個人	団体(20人以上)	大人	270円	220円	200円	160円	小人	140円	110円	100円	80円
区分	改正後		改正前																				
	個人	団体(20人以上)	個人	団体(20人以上)																			
大人	270円	220円	200円	160円																			
小人	140円	110円	100円	80円																			
(2) 入館料の5割を限度として割引を行うことを規定するもの。																							
施行期日																							
令和7年4月1日																							